

五監公告第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和5年11月29日

五 泉 市 監 査 委 員

浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

学校教育課

4. 監査の範囲

令和5年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和5年10月30日～令和5年11月22日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理は法令等に適合し、おおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

経費執行伺や補助金の交付決定において、決裁権者の誤りが散見される。
また、委託料の執行において、必要とする手続きを経ずに発注している事例が見受けられる。
五泉市事務処理規則、契約事務規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

児童生徒の不登校者数は全国で過去最多となっているところであるが、五泉市も同様の状況である。適応指導教室等の居場所づくり、復帰に向けた環境と体制の整備などにより、当事者である本人、保護者等を支援し、児童生徒の学ぶ機会の確保に引き続き努められたい。
また、業務において想定されるリスクについて、見直しや新たなリスクの洗い出しを定期的に行い、未然に防ぐための行動や手順、情報を組織内で共有するためのマニュアルを整備するなどリスクマネジメントに努められたい。